

農林漁業者経営支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、事業収入が減少している町内の農林漁業者の事業継続を図るため、事業全般に使える給付金を交付します。

■対象者

対象期間（令和2年2月～9月）のうち、新型コロナウイルス感染症等の影響により、ひと月の事業収入が前年同月比で **15%以上から50%未満減少している** 次の事業者

●大崎町に住所を有する農林漁業者

（日本標準産業分類のうち、大分類Aの農業・林業、大分類Bの漁業のいずれかの業種に該当するもの）

●個人又は法人

（法人の場合は、資本金の額または出資の総額が10億円未満であること。また、資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること）

●令和元年12月分までの町税及び使用料等の滞納がない者

国の持続化給付金の対象となる方は、本給付金の対象外です

■給付額

一律30万円（給付は1回限りです）

■申請受付期間

令和3年1月15日（金）まで

■必要書類

- （1）令和元年の確定申告書又は町県民税申告書の写し
- （2）令和2年2月から9月までの収入が確認できる書類
- （3）申請者本人が確認できる書類（免許証・マイナンバーカード等）
- （4）申請者本人の通帳
- （5）印鑑（認め印可）

注意事項

大崎町農林漁業者経営支援給付金を受けた後に、減少率が50%以上の月があり、国の持続化給付金の対象となった方は、大崎町農林漁業者経営支援給付金は、返納する必要がありますのでご注意ください。